

## 個人住民税課税事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）概要版

### I 基本情報

記載項目	個人住民税課税に関する事務
事務の内容	① 申告等情報（寄付金控除申告書，家屋敷課税申告書等含む。）の受理 ② 他自治体等から本市への調査回答，本市から他自治体等への税務調査実施 ③ 個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④ 住民登録外の課税（以下「住登外課税」という。）に伴う他自治体への通知 ⑤ 個人住民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定，並びにその通知 ⑥ 住民・給与支払者等からの各種申請・届出書（給与所得者異動届出書等）の受理 ⑦ 他自治体が課税したことが判明した場合の資料回送 ⑧ 賦課情報に基づく所得・課税証明書の発行 ⑨ 情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報の提供・照会
使用するシステムの名称	税オンライン，税共通宛名，eLTAX・国税連携・共通基盤（庁内連携）・団体内統合宛名・中間サーバ・証明書コンビニ交付システム
特定個人情報ファイルを取り扱うメリット	・自治体間の資料回送の正確性の向上，効率化 ・課税ミス，二重課税の防止 ・添付書類（所得証明書等）の省略による住民の負担軽減
個人番号利用の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（第9条第1項別表第1の16の項） 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
評価担当部署	理財部 市民税課

### II 特定個人情報ファイルの概要

記載項目	個人住民税課税に関する事務
特定個人情報ファイルの名称	個人住民税課税ファイル
記録する項目	個人番号，氏名，性別，生年月日，住所，賦課情報等
特定個人情報の入手	給与支払報告書，年金支払い報告書，市民税・県民税申告書，確定申告書等により入手
特定個人情報の使用	個人住民税の賦課
ファイルの取扱いの委託	有（税制度の改正に対応したシステム改修，証明書コンビニ交付システムの開発・保守運用業務）
特定個人情報の提供・移転 【提供】他市町村等他機関への情報のやり取り 【移転】本市庁内他課への情報やり取り	【提供】 ①提供先：番号法第19条第7別表第2に定める情報照会者（厚生労働大臣，都道府県知事，市町村長等の他機関） ②提供する情報：地方税関係情報に関する事務で主務省令で定めるもの（所得，控除，扶養情報等） ③提供方法：情報提供ネットワークシステム等 【移転】 ①移転先：本市庁内の他部署（子ども家庭課，保険年金課等） ②移転する情報：個人住民税課税関係情報（所得，控除，扶養情報等） ③移転方法：共通基盤（庁内連携システム）

### III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策

記載項目	個人住民税課税に関する事務
特定個人情報の入手の際のリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード等による厳格な本人確認</li> <li>届出等様式は必要な情報のみ記入する様式</li> <li>受付窓口への衝立の設置，窓口から待合スペースの適当な距離の確保など，提出書類等が見えない配慮</li> </ul>
特定個人情報の使用の際のリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム利用時の磁気カードとパスワードによる認証</li> <li>事務に必要な情報へのアクセスをシステム上で制限</li> <li>アクセス記録やシステムで実施した作業について記録</li> <li>情報セキュリティに関する研修の実施</li> <li>ファイルの複製や大量データ抽出の作業は情報システム室に限定</li> </ul>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託の際のリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業者に誓約書，業務従事者届等の提出，セキュリティ等に関する社員教育の実施状況の確認を義務付け</li> <li>委託先での作業について，個人情報の利用者，保管場所等を記録</li> <li>個人情報の適正な取扱いについて，委託契約書の特記事項として規定</li> </ul>
特定個人情報の提供・移転に関するリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報の提供については，番号法で定められた特定個人情報のみを入手・提供ができる情報提供ネットワークシステムを使用し，提供</li> <li>特定個人情報の移転については，法令上の根拠に基づく情報のみ自動で連携できる庁内連携システムを構築・使用し，移転（随時で情報を移転する際は，決裁行為を経た上で実施）</li> <li>特定個人情報の提供・移転に係る詳細なルールは，今後公布される政省令等の内容を踏まえ策定予定</li> </ul>
特定個人情報の保管・消去に関するリスク	<p>宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づく対策を実施</p> <p>【物理的対策】情報システム室への入室はICカードと生体認証を実施，パソコン等の端末は施錠できる場所へ保管</p> <p>【技術的対策】不正プログラム対策ソフトウェアの利用，システムの外部インターネットとのアクセス制限，保管期間を経過した情報はシステム判別により廃棄</p> <p>委託契約により規定</p> <p>【物理的対策】データセンターへの入室は生体認証を実施，停電によるデータ消失防止のための無停電装置・自家発電装置の設置，火災によるデータ消失防止のための新ガス系消化設備の設置，データセンターは震度7対応の耐震・免震構造</p> <p>【技術的対策】24時間監視システム，ウィルス対策ソフトの常駐，厳重な通信制限，不正アクセス対応の定期的ログ確認，専用回線の使用，通信の暗号化 端末における証明済データの消去等</p>